

“次世代育成支援企業”に認定 ～従業員の仕事と子育ての両立をサポートしています！～

東芝プラントシステム株式会社は、2007年4月27日、東京労働局長より「次世代育成支援対策推進法(※1)」に基づく「基準適合一般事業主の認定」を受けました。

当社は、従来よりワークライフバランスの推進に積極的に取り組んでいますが、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の第一期行動計画(※2)の目標を全て達成したことにより、このたび、東京労働局より次世代育成支援対策に取り組んでいる企業として認定を受けました。

また、2007年度以降の第二期行動計画(※3)については、2007年4月6日付で東京労働局に提出し、受理されています。

当社は、発電所や受変電設備、上下水道や交通、工場・ビル施設等の建設など、産業・社会の発展を支える基盤づくりを通じて「安心と安全」を提供すべく事業活動を展開していますが、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、今後も引き続きワークライフバランスの推進に積極的に取り組んでいきます。



「認定事業主」の認定マーク
愛称「くるみん」

※1：次世代育成支援対策推進法

次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、2005年4月1日から、国や地方公共団体による取り組みだけでなく、301人以上の労働者を雇用する事業主は「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を届け出ることが義務付けられています。

※2：第一期行動計画（2005年～2006年度）の主な施策、実施内容

- ▽当社の次世代育成支援対策行動計画や会社制度、出産・育児に関わる公的給付等を解説した「次世代育成支援リーフレット」の作成および従業員への周知
- ▽「配偶者出産休暇」日数の増加および子の傷病時に看護を行うことを目的とした「看護休暇制度」の新設
- ▽管理職を対象とした次世代育成に関する教育の実施
- ▽育児・介護を理由とした短時間勤務制度を適用する社員を対象にフレックスタイム制度を適用
- ▽フリーエントリー休暇制度（有給休暇取得の事前登録制度）で育児を目的とした休暇取得を奨励
- ▽男女共同参画に係る啓蒙資料の職場配布

※3：第二期行動計画（2007年～2009年度）の主な施策

- ▽短時間勤務制度の充実
- ▽所定外労働の削減のための措置および年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

以上

本件に関する問合せ先

東芝プラントシステム株式会社

業務部 広報担当 栗原／山崎

TEL：045-500-7011 e-mail:kouhou@toshiba-tpsc.co.jp